

債務保証事業に係る業務方法書細則

(目的)

第1条 この細則は、業務方法書（以下「方法書」という。）の規定に基づき、債務保証業務の取扱いに関し必要な事項を定め、もってその業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(一被保証者に対する債務保証の最高限度)

第2条 公益財団法人大谷地域整備公社（以下「公社」という。）は、一の保証付貸付金の借入人（以下「被保証者」という。）に対して、当該被保証者に係る保証元本の残高の合計額が50,000,000円に達するまで保証することができる。

(保証対象事業の要件)

第3条 公社が債務保証の対象とする事業は、大谷石採取業を主として営む者及びこれらの者を中心に組織した団体並びに公社が特に認める者が営む事業で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大谷石採取場及び採取場跡地並びにその近隣において、大谷石の採取や跡地の安全を確保するための補強・充填等の安全対策事業
- (2) 大谷石採取場跡地の安全性を技術的に調査し、又は跡地等の処理技術を開発し地域の環境保全や住民の福祉の向上に寄与すると認められる事業

(保証の対象となる資金)

第4条 債務保証の対象となる資金は、前条の事業を行うのに必要な工事費、修繕費、設備改良費、調査委託費等の事業資金とする。

(債務保証の期間)

第5条 保証の期間は、据置期間（1年以内とする。）を含め原則として10年以内とする。

(約定書の締結)

第6条 公社は、貸付けを行う金融機関（以下「融資機関」という。）と債務保証に関して約定書（様式第1号）を締結するものとする。

(連帯保証人)

第7条 方法書第8条に定める連帯保証人を立てさせる場合には、被保証者が法人であるときは原則として1名はその法人の代表権を有する者とする。

(債務保証委託の申込み)

第8条 債務保証の委託をしようとする者(以下「債務保証委託申込者」という。)は、公社に対し貸付けを受けようとする金融機関を經由して、債務保証委託書(様式第2号)及び債務保証委託概要書(様式第3号)を提出するものとする。

(債務保証の申込み)

第9条 前条の債務保証委託書及び債務保証委託概要書の提出を受けた金融機関は、これを調査し適当と認めたときは、公社に対し債務保証申込書(様式第4号)に調査意見書(様式第5号)を添えて提出するものとする。

(債務保証の諾否)

第10条 公社は、前条の債務保証申込書の提出を受けたときは、債務保証審査委員会の審議を経て、債務保証の諾否を決定するものとする。

2 公社は、債務保証を承諾する場合は、債務保証委託申込者との間に債務保証委託契約書(様式第6号)を取り交わすと共に、融資機関に対し債務保証書(様式第7号)を交付するものとする。

3 公社は、債務保証を承諾しない場合は、第8条の債務保証委託申込者及び前条の金融機関に対し債務保証不承諾書(様式第8号)により通知するものとする。

(保証付貸付けの実行)

第11条 融資機関は、債務保証書に定める実行期限(債務保証書発行の日から30日)までに公社の保証に係る貸付け(以下「保証付貸付け」という。)を実行しなければならない。ただし、融資機関の申出により公社が特に認めた場合は、この期限を変更することができるものとする。

(貸付実行報告)

第12条 融資機関は、保証付貸付けを実行したときは、公社に対し速やかに貸付実行報告書(様式第9号)を提出するものとする。

(回収報告書の提出)

第13条 融資機関は、保証付貸付けに係る全部又は一部の弁済(相殺、免除等による債務の消滅減少を含む。)を受けたときは、公社に対し各月分を取りまとめ翌月10日までに回収報告書(様式第10号)を提出するものとする。

(延滞報告書の提出)

第14条 融資機関は、保証付貸付けに係る債務が約定期日に弁済されなかったときは、公社に対し速やかに延滞報告書(様式第11号)を提出するものとする。

(保証条件の変更)

第15条 被保証者は、保証付貸付けの条件を変更し、引き続き保証を受けようとするときは、公社に対し融資機関を経由して保証条件変更申請書(様式第12号)を提出するものとする。

2 前項の場合において、保証条件変更申請書の提出を受けた融資機関は、これを調査し適当と認めるときは、公社に対し調査意見を付した保証条件変更申込書(様式第13号)を提出するものとする。

3 公社は、保証条件の変更を承諾するときは、融資機関に対し保証条件変更書(様式第14号)を交付するものとする。

4 融資機関は、貸付条件変更の手続を完了したときは、公社に対し速やかに保証条件変更報告書(様式第15号)を提出するものとする。

5 公社は、保証条件の変更を承諾しない場合には、被保証者及び融資機関に対しこの旨通知するものとする。

(保証条件変更の取消し)

第16条 公社は、融資機関が保証条件変更書の発行の日から30日以内に正当な事由なくして貸付条件の変更の手続を完了しないときは、保証条件変更の承諾を取り消すことができるものとする。

(被保証者の報告義務)

第17条 被保証者は、保証付貸付けに係る事業が完了したときは、公社に対し速やかに当該保証付貸付けに係る事業完了報告書(様式第16号)を提出しなければならない。

2 被保証者は、債務保証に係る事業に重大な影響を及ぼすと認められる事実が発生したときは、公社に対し速やかに当該事実を報告しなければならない。

(融資機関の報告義務)

第18条 融資機関は、保証付貸付けに係る事業完了以降、定期的に被保証者の経営状況を調査し、公社に対し速やかに調査報告書(様式第17号)を提出しなければならない。

2 融資機関は、常に被保証者に対する債権の保全に必要な注意をなし、債務の履行を困難とする次の事由が生じたときは、公社に対し遅滞なく事故報告書(様式第11号)を提出すると共に、適切な措置を講じるものとする。

(1) 被保証者につき債務の履行を困難にする事由が生じたことを知ったとき。

(2) 被保証者に対して期限の利益を失わせ、債務の弁済の請求をしようとするとき。

(3) 被保証者との間に債務の更改、混同、時効等保証債務に影響を及ぼすべき事由が生じたとき。

(実地調査等)

第19条 公社は、第4条に規定する事項に係る事実及び前2条の規定に基づく報告書の内容を確認するため、融資機関又は被保証者に対し関係書類の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(保証債務の免責)

第20条 公社は、次の各号の一に該当するときは、融資機関に対する保証債務の履行につき、その全部又は一部の責を免れるものとする。

(1) 融資機関が既存の借入金の全部又は一部を消滅させるものであることを知って保証付貸付けを行ったとき。

(2) 融資機関が債務保証書の条件に違反したとき。

(3) 融資機関が故意又は重大な過失により、公社の保証に係る債権の全部又は一部の履行を受けることができなかったとき。

(債務保証の取消し)

第21条 公社は、融資機関が故意又は重大な過失により約定書又は債務保証書に違反した場合は、債務保証を取り消すことができる。

(保証債務の履行等)

第22条 公社は、被保証者が最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から90日を経てなおその債務の全部又は一部を履行しないときは、融資機関の請求により保証債務を履行するものとする。ただし、この期間については、公社は融資機関と協議の上変更することができる。

2 保証債務の履行の範囲は、保証付貸付金の元本に利息及び最終弁済期日又は期限の利益喪失日の翌日から120日を超えない期間の延滞利息を加えた額を限度とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(保証債務の履行請求の手続)

第23条 融資機関は、保証債務の履行を請求をするときは、代位弁済請求書に公社の定める関係書類を添えて提出するものとする。

(保証債務の代位弁済に係る損害金)

第24条 公社は、保証債務の代位弁済を履行した場合は、被保証者に対しその代位弁済額について代位弁済日から回収日まで年14.6%の割合で計算した損害金を徴求するものとする。

(貸付証書及び担保物の交付)

第25条 融資機関は、公社から保証債務の履行を受けたときは、保証付貸付けに関する証書及び担保物を公社に交付するものとする。

(管理回収業務)

第26条 保証債務の代位弁済により取得した求償権その他一切の権利（以下「求償権等」という。）の管理及び回収に関する業務（以下「管理回収業務」という。）は、公社が行うものとする。

(代行機関)

第27条 公社は、必要と認めるときは、管理回収業務を公社が適当と認める機関（以下「代行機関」という。）に委託して実施することができる。

2 前項の場合において、代行機関が被保証者から債権を回収したときは、当該回収金を公社から委託された回収業務に係る債権に充てるものとする。

(求償権等の償却)

第28条 公社は、求償権等に係る債務の債務者及び保証人が次の各号の一に該当し、当該求償権等の回収の見込みがないと認められるときは、その全部又は一部を償却することができる。

(1) 破産、和議、会社整理、特別清算、会社更生等の法的手続きが終了したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 倒産又は事業閉鎖の状態に陥り事業再開の見通しが無い状態で3年を経過したとき。

(4) 行方不明又は就業不能となったまま3年を経過したとき。

(5) 事業不振に陥り、又は事業について重大な損失を受けたため、当該求償権等につき見るべき入金がない状態で5年を経過したとき。

(6) 収入が極めて貧弱なため、当該求償権等につき見るべき入金がない状態で5年を経過したとき。

(7) 前各号の規定に準ずると認められるとき。

(計算の基礎となる日数)

第29条 この細則に定める損害金等の計算は、年365日の日割計算とする。

附 則

この細則は、平成2年12月26日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から適用する。